商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第６０２９７０８号
(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

LYAJIN

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第　３類　　表皮剥脱用クリーム，口紅，マスカラ，ワニス除去剤，メイクアップ用化粧品，浴用化粧品，美顔用パック
その他別紙記載

商標権者
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

大韓民国　２２７９４　仁川　西区　烽燧大路　３００番－ギル　３
国籍　大韓民国
リアジン　カンパニー　リミテッド

出願番号
(APPLICATION NUMBER)　商願２０１７－０８４０７７

出願日
(FILING DATE)　平成２９年　６月２２日(June 22,2017)

登録日
(REGISTRATION DATE)　平成３０年　３月２３日(March 23,2018)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成３０年　３月２３日(March 23,2018)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子

商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第６０２９７０８号(REGISTRATION NUMBER)

商願２０１７－０８４０７７(APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

（第　３類）　，日焼け止め用化粧品，スキンローション，アイライナー，目元用の化粧落とし，アイシャドー，顔及び身体の手入れ用ローション，ハンドローション，香水，ヘアーローション，化粧用マニキュア，化粧品，化粧落とし剤，せっけん類及び歯磨き

［以下余白］

登録証送付先
住　所
〒１０７－００５２
東京都港区赤坂３丁目８番１４号　遠山ビルディング

氏　名
特許業務法人共生国際特許事務所
様

商標権設定登録通知書

登録番号　　第６０２９７０８号

登録日　　平成３０年　３月２３日

出願番号　　商願２０１７－０８４０７７

出願日　　平成２９年　６月２２日

商品及び役務の区分数　１

納付年分　　第１０年分まで

領収金額　　２８，２００円

受領日　　平成３０年　３月１４日

存続期間更新登録の手続について

・商標権を更新する場合は、登録日から１０年の満了日の前６ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。

・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後６ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。

・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

存続期間更新登録期限日

１０年目の満了日（期限日）
平成４０年　３月２３日

（注）納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から手続についての通知は送付いたしませんので、存続期限の管理はご自身でお願いします。

問い合わせ先　審査業務課登録室
電話　０３（３５８１）１１０１（代表）
商標担当　内線　２７１３